

J R 宇部線利用促進協議会フェイスブックに関する運用規程

J R 宇部線利用促進協議会

(目的)

- 1 J R 宇部線利用促進協議会（以下「協議会」という。）が、フェイスブックの持つ拡散性、即時性、滞留性を活かすことで情報の伝播効果を期待し、J R 宇部線の利用促進に関する様々な情報を、フェイスブックページ機能を使って積極的かつ迅速に発信することを目的とする。

(適用)

- 2 この運用規程は、宇部市ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、J R 宇部線利用促進協議会フェイスブックページ（以下「協議会フェイスブックページ」という。）を利用して情報発信する際に適用する。

(アカウント登録)

- 3 宇部市交通政策の所管課（以下「所管課」という。）にフェイスブック担当者（以下「担当者」という。）を置き、協議会フェイスブックページの作成、管理、運用及び総括的な事務に当たる。

(情報発信)

- 4 原則として、協議会フェイスブックページの情報発信は担当者で実施する。
- 5 所管課の課長職が情報発信の責任を負う。

(対応時間)

- 6 原則として、宇部市役所の執務時間内（宇部市の休日に関する条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分まで）に投稿する。

(意思決定)

- 7 情報発信については、原則として所管課の課長職の承認を必要とする。ただし、次に掲げるものはフェイスブックの特性や情報発信の即時性を考慮し、担当者の判断により協議会フェイスブックに直接情報を発信できるものとする。
 - (1) 既に一般に周知されている事項について再度、正しい情報として発信する場合。
 - (2) イベント等の現況・結果などについて情報発信する場合。
 - (3) 法令等で定められている内容の情報を発信する場合。

(お気に入りのページ登録の禁止)

- 8 原則として、他のフェイスブックページは登録しない。ただし、宇部市各課のフェイスブックページや公的機関、業務上関係の深いと認めるフェイスブックページについては例外とすることができる。

(協議会以外のページ・アカウントへのコメント及び返信コメントの禁止)

- 9 協議会以外のフェイスブックページへのコメントは行わない。ただし、宇部市各課のフェイスブックページや公的機関、業務上関係の深いと認めるページ又はアカウントへのコメントは例外とすることができる。

また、協議会フェイスブックページに対するコメント（意見や反応等）については、原則として返信コメントしない。

(協議会以外のフェイスブックページのシェア及び「いいね！」機能使用の禁止)

10 協議会以外のフェイスブックページには、原則としてシェア及び「いいね！」機能を使用しない。ただし、宇部市各課のフェイスブックページや公的機関、業務上関係の深いと認めるページ又はアカウントへのシェア及び「いいね！」機能の使用は例外とすることができる。

(なりすましへの対応)

11 所管課は、協議会フェイスブックページになりすましたページ及び協議会のものと誤解を招くページを発見した場合は、ホームページ等において情報を発信し、なりすましページが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(不適切なコメントの取り扱い)

12 協議会フェイスブックページに寄せられたコメントのうち、法令や公序良俗に反すると思われるもの、発信した情報と関連がないものなど不適切と判断したコメントについては、コメント投稿者の許可を得ることなく投稿の削除又は非表示の措置をとることができる。

(遵守事項)

13 協議会フェイスブックページの運用にあたっては、法令、ガイドライン及びこの運用規程を遵守するものとする。

(協議事項)

14 この規程に定めていないものについては、所管課において協議して定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。